

## 会計不正問題 第三者調査委員会

### 設置要綱

#### (設置)

第1条 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ（以下SMFという。）は、SMFにおいて2018年度から2022年度にかけて発生した会計不正問題（以下「本件」という。）について、事実を認定し、原因を究明し、再発の防止をはかるとともに、SMFに関わるステークホルダーのみなさまに対する説明責任を果たすため、会計不正問題 第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 本件の調査に関すること

2. 本件の原因分析及び再発防止策の提言に関すること
3. その他、本件の是正に関し、必要な事項に関すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員3人以上5人以内をもって組織し、NPOの会計・マネジメント・ガバナンスに識見を有する者、また弁護士を含む構成で、SMF理事長が委嘱する。

#### (委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日からSMF理事長へ提言の日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

#### (報告)

第7条 委員会は、所掌事務に係る報告書を作成し、SMF理事長に報告する。SMF理事長は、委員会からの報告書を速やかにステークホルダーに開示すること。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、SMF 理事長に対して会議に関係者の出席を求めてその説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、SMF 事務局において処理する。

(委任)

第11条 この設置要綱定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、2023年10月13日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、SMF 理事長が招集する。

【第三者調査委員会 委員】(五十音順 敬称略)

菅沼 友子	東京中央法律事務所 弁護士
早坂 毅	早坂毅税理士事務所 所長 (税理士・行政書士)
山岡 義典	法政大学 名誉教授